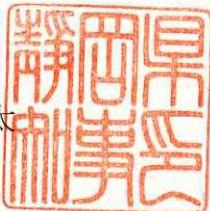


令和2年9月17日

コスモエコパワー株式会社

代表取締役社長 野地 雅禎 様

静岡県知事 川勝 平太



## 「(仮称)遠州風力発電事業」に係る第2種事業の判定について(通知)

令和2年7月29日付けで届出のあったことについて、静岡県環境影響評価条例第8条第3項の規定に基づき、下記1のとおり判定します。

なお、当該事業の実施に当たっては、下記2に御留意いただきますようお願いいたします。

記

## 1 判定結果

静岡県環境影響評価条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がない。

## (判定理由)

静岡県環境影響評価条例施行規則第6条に基づく第2種事業の判定基準(静岡県環境影響評価技術指針第3章)のいずれの要件にも該当せず、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められるため。

## 2 留意事項

- (1) 地域住民等の関係者に対し、事業内容等について十分な説明を行い、理解を得るように努めること。
- (2) 景観について、周辺環境との調和を図るため、掛川市と十分に調整すること。
- (3) 事業実施区域とその周辺における希少動植物の実態把握のための調査を実施し、バードストライク等、当該事業がそれらに影響を及ぼすおそれがある場合は、専門家の意見等を踏まえ保全措置を講じること。特に希少鳥類のハチクマについては、事業実施区域周辺で繁殖している可能性があることから、渡りの時期だけではなく繁殖期の調査も行うこと。
- (4) 環境影響を低減するため、造成、伐採面積を最小限にすること。
- (5) 事業実施区域には茶畠等が存在するため、車両の運搬による埃など粉じんによる茶畠等への影響がないようにすること。
- (6) 掛川市長から別紙のとおりの意見があることから、適切に対応すること。

担当	くらし・環境部 環境局
	生活環境課 環境影響評価班
電話番号	054-221-2255
FAX番号	054-221-3665
E-mail	seikan@pref.shizuoka.lg.jp